

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成21年3月16日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時3分開議

午後0時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成21年度熊本県一般会計予算

議案第63号 平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

議案第64号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第65号 平成21年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第70号 平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

議案第89号 熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

請第28号 路木ダム建設事業に対する予算の否決を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①川辺川ダムについて

②熊本県景観づくり基本計画（仮称）の策定について

③整備新幹線総工事費増嵩について

④「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)の概要について

⑤平成21年度における入札契約制度の見直しについて

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 森 浩 二

委員 山 本 秀 久

委員 児 玉 文 雄

委員 鬼 海 洋 一

委員 吉 田 忠 道

委員 湊 上 陽 一

委員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 松 永 卓

総括審議員兼

次 長 中 村 寧

次 長 天 野 雄 介

次 長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 田 口 覺

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 清 田 隆 範

土木技術管理室副室長 村 上 洋 幸

首席土木審議員兼

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 西 山 隆 司

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 大 塚 徹

都市計画課長 船 原 幸 信

新幹線都市整備課長 佐 藤 國 一

下水環境課長 中 庭 安 一

建築課長 生 田 博 隆

営繕専門監 平 野 和 実

住宅課長 小 林 至

砂防課長 福 岡 健 吉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時3分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第6回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託されました請第28号について、提出者から趣旨説明の申し出がおりますので、これを許可したいと思います。

請第28号についての説明者を入室させてください。

(請第28号の説明者入室)

○吉永和世委員長 説明者の方に申し上げますが、各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

(請第28号の説明者趣旨説明)

○吉永和世委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第28号の説明者退室)

○吉永和世委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは座ったままで行ってください。

それでは、松永土木部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○松永土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木部行政の動向として、九州新幹線鹿児島ルートについて御報告申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、平成21年度事業費として総額1,600億円が確保され、本県へも756億円が配分されたところです。

県としましては、平成23年春の全線開業に

向け、引き続き、残っている諸問題の解決を積極的に支援するとともに、関連する事業の推進に全力で取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案のうち、後議案件について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成21年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案2件でございます。

初めに、平成21年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額としましては、1,071億4,807万5,000円、対前年度比97.8%を計上しております。

次に、特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計を合計しまして、87億2,419万8,000円、対前年度比で97.3%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は、1,158億7,227万3,000円を計上しており、対前年度比は97.8%となるものでございます。

なお、平成20年度2月補正予算において、投資事業で一部前倒しを行ったことなどにより、対前年度比で減となっておりますが、2月補正予算において緊急経済対策への対応を行ったことから、それらを含めた13カ月予算の土木部総額としては、1,237億4,582万3,000円と、対前年度比104.4%となっております。また、投資的経費については、対前年度比106.2%を確保しております。

土木部の平成21年度予算につきましては、くまもとの夢4カ年戦略を着実に推進していくとともに、喫緊の課題である景気浮揚や雇用にも十分配慮する予算としております。

また、厳しい財政状況のもと策定された財政再建戦略との整合を図り、限られた予算の中で、優先度の峻別や重点的かつ効率的な事

業の執行に努め、必要な社会資本を着実に整備してまいります。

続きまして、くまもとの夢4カ年戦略の重点施策に基づき土木部で戦略的に進めていく事業について御説明いたします。

1点目は、品格あるくまもとです。

まず、新幹線関連、熊本駅周辺整備については、全線開業が2年後に迫った九州新幹線の完成に向けて、全力を挙げて取り組みます。

また、全線開業を見据え、熊本駅周辺地域を品格ある陸の玄関口としてふさわしい地域とするため、駅周辺の道路網や連続立体交差、東口駅前広場などの基盤整備を推進します。

次に、九州の中心に位置するという地理的優位性を最大限に生かし、九州における拠点性を高めるとともに、九州新幹線の開業効果を県内全体に波及させるための基盤づくりを推進します。

特に、横軸となる熊本天草幹線道路、国道57号拡幅、九州横断自動車道延岡線、また横軸のかなめとなる熊本西環状道路、さらには縦軸となる南九州西回り自動車道など、幹線道路ネットワークの整備を推進します。

また、あわせて県土基盤の充実に向けた地域の生活幹線道路についても、着実に整備を進めてまいります。

次に、全国有数の古代山城である鞠智城の国営公園化を目指して、大規模歴史公園としての基本計画の策定を進めてまいります。

そのほか、水俣港のダイオキシン類対策、流域下水道事業や農業集落排水事業などによる生活排水対策など、環境問題に適切に対応してまいります。

2点目は、経済上昇くまもとです。

まず、物流拠点の整備については、現在の厳しい経済状況を踏まえ、地域経済の浮揚のかぎとなる産業の振興を図るため、八代港の大型岸壁の整備等を推進します。

また、セミコンテクノパークを中心とした企業集積地周辺では、円滑な物流、人流のた

めの周辺道路整備を進めるとともに、立地企業に時差出勤や通勤経路の分散を働きかけるなどのソフト対策を目的とした総合的な調査検討を行い、慢性化している渋滞緩和に向け、取り組みを推進します。

次に、広域的な観光振興の取り組みといたしまして、歴史回廊くまもとの実現に向け、近代化産業遺産である三角西港を訴求力の高い旅行ルートの拠点として活用するため、三角西港の浮き栈橋など、施設整備に取り組みます。

次に、厳しい経営環境にある建設産業の振興を図るため、熊本県建設産業振興プラン等に基づき、建設事業者の経営改善や構造改革等に対し支援を行うとともに、経営の効率化と透明で公正な市場環境づくりに資するため、電子入札、電子納品等の取り組みを推進します。

3点目は、長寿安心くまもとです。

まず、災害から県民の生命、身体、財産を守るため、河川、海岸の改修や土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、市町村のハザードマップ作成を支援するなど、ハード、ソフト一体となった総合防災対策を推進します。

次に、大規模地震発生時の避難ルートの確保を図るため、道路の防災対策や橋梁の耐震対策、さらには、住宅、建築物の耐震化、アスベスト対策など、安全、安心で住みやすい社会の実現に努めてまいります。

以上が平成21年度土木部の主要な施策でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定についての2件の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、川辺川ダムについてほか4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し

上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に資料の確認をお願いいたします。今回は、建設常任委員会説明資料、それから、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書の3冊と、その他報告事項ということで5件を御用意いたしております。新規・主要事業と公共事業等費用負担調書につきましては、参考としてお届けしておりますので、恐縮でございますが、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それではまず、お手元の建設常任委員会説明資料により御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

平成21年度予算資料でございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載いたしております。ただいま部長が説明いたしましたとおり、土木部の平成21年度予算総額でございますが、最上段右端の合計欄に記載をしておりますとおり、1,158億7,227万3,000円で、対前年度比97.8%となっております。

その内訳でございますが、左の方から、一般会計の普通建設事業のうち補助事業が321億9,212万1,000円で、対前年度比99.3%、その右の単県事業が489億357万4,000円で、対前年度比99.6%、その右の直轄事業が130億7,012万5,000円で、対前年度比93.3%となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が16億3,700万円で、対前年度比77.3%、その右の直轄事業が、前年度同額でございますが、8,000万円となっております。

投資的経費の合計といたしましては、958億8,282万円で、対前年度比98.1%となっております。また、消費的経費につきましては、112億6,525万5,000円で、対前年度比95.3%でございます。合わせまして、一般会計計といたしまして1,071億4,807万5,000円で、対前年度比97.8%でございます。

次に、その右側、特別会計でございますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4特別会計の合計でございます。

投資的経費が21億3,894万5,000円で、対前年度比120.8%、消費的経費が65億8,525万3,000円で、対前年度比91.5%、合わせまして特別会計計といたしましては87億2,419万8,000円で、対前年度比97.3%となっております。

先ほど部長総括説明の中にもございましたが、2月補正予算案におきまして緊急経済対策を行っており、それらを含めまして13カ月予算ということで見ただけの場合には、資料の方には記載をいたしておりませんが、普通建設事業の補助事業費が対前年度比109.6%、単県事業が対前年度比108.3%、直轄事業が95%で、投資的経費の合計としては1,037億5,637万円となりまして、対前年度比106.2%、一般会計の計が1,150億2,162万5,000円で、対前年度比105%、土木部計といたしまして1,237億4,582万3,000円で、対前年度比104.4%を確保しておるところでございます。

下の表は、各課別の内訳について記載をしておるところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成21年度予算総括表でございます。

この表は、一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの本年度当初予算額、前年度6月補正後の予算額、比較増減額、右側の方に、本年度当初要求額の財源内訳をそれぞれ記載をいたしておりますが、表の最下段の土木部の

合計の欄の財源内訳についてのみ御説明をさせていただきます。

財源内訳の左の方から、国庫支出金額246億9,757万1,000円、地方債が611億1,900万円、その他が157億2,388万6,000円、一般財源が143億3,181万6,000円となっております。

以上が土木部の全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課ごとの補正予算額の詳細を記載しておるところでございます。

監理課の予算につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございますが、7億4,259万9,000円を計上いたしております。

職員給与費につきましては、2月補正予算の説明の際にも申し上げましたが、一般財源等から人件費に充てます職員給与費と、それから事業費から人件費に充てる事業費の職員給与費とがございます。21年度の土木部関係職員の全体の給与費の合計は、75億5,734万8,000円でございます。この職員給与費につきましては、他の課の方にも出てまいります、各課からの説明につきましては割愛をさせていただければと思っております。

次に、5段目の土木業務推進費でございますが、2,279万3,000円をお願いいたしております。これは、建設技術センター等におきます土木職員研修に係る負担金、それから建設技術センターへの試験検査等の業務委託に係る経費でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の公物・広告物管理指導費でございます。5,452万1,000円を計上いたしております。これは、熊本土木事務所、それから地域振興局土木部所管の公物、広告物等の管理指導に要する経費でございます。

次に、3段目の土木行政情報システム費でございますが、1億6,947万7,000円を計上い

たしております。これは、土木積算システムに要する経費、それからCALS/EC事業に要する経費、それから公共工物品質向上対策事業に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

3段目の建設業振興資金貸付金でございますが、5,000万円を計上しております。これは、建設業者が公共工事の施工に当たって必要とする資金を低利で融資することによりまして、公共工事の円滑な施工を図るという趣旨でございます。

次に、6段目の建設産業再生支援事業費でございます。1,178万2,000円を計上いたしております。これは、本県が策定しました建設産業振興プランに基づきまして、建設事業者の経営相談事業、それから、建設事業者の合併促進事業、新分野等進出モデル事業、それから営業所等立入調査事業などに要する経費でございます。

以上、監理課の一般会計の予算額は、合計で10億9,823万5,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

3段目の公債費の計でございますが、8億54万7,000円を計上いたしております。これは用地先行取得事業で起債をしたものに係ります元利償還及び利子に要する経費でございます。

以上、用地先行取得事業特別会計の予算額は、合計で8億54万7,000円でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課の戸塚でございます。道路整備課分について御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、最上段の道路橋梁総務費についてでございますが、85億5,530万円を計上しております。

主なものを御説明いたしますと、3段目の

国直轄事業負担金としまして、70億7,993万3,000円を計上しております。これは、南九州西回り自動車道の国道3号や国道57号、208号、それと九州横断自動車道延岡線の整備など、国直轄の道路事業に対する県負担金でございます。

その2つ下、5段目になりますけれども、指導監督事務費としまして1,809万円を計上しております。これは、国からの補助による道路事業を実施します市町村に対しまして、県が行います指導監督に要する事務費ということで、全額国からの支出金でございます。

次に、下から2段目の道路新設改良費でございますが、154億7,160万円を計上しております。

主なものとしましては、最下段の道路改築費としまして78億4,200万円で、内訳の方は、右側の説明欄のとおりでございます。国道で、国道325号、山鹿市ほか11カ所、これで61億5,200万円、地方道では、砂原四方寄線、熊本市ほか1カ所、この1カ所は龍ヶ岳御所浦線、天草市でございます。15億3,000万円、それと砂原四方寄線関連で熊本市からの受託1億6,000万円でございます。

それと、国道324号知十橋下部工、上天草市で、22、23年度合わせまして6億4,000万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

8ページの方をお願いいたします。

最上段ですが、特殊改良費で14億7,400万円、右側の説明欄のとおり、国道266号、城南町、嘉島町ほか9カ所を実施してまいります。

また、国道324号新松原橋上部工、苓北町で、22年度、1億1,000万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の単県道路改築費でございますが、地方道で、瀬田熊本線、熊本市ほか85カ所を23億1,100万円、海路口小島線、熊本市関連

で国土交通省九州地方整備局からの受託1,000万円、それと道路調査費4,600万円、これらを合わせまして23億6,700万円を計上しております。

3段目の地域活力基盤創造交付金事業費でございますが、39億6,600万円を計上しております。内訳は、右側の説明欄のとおりでございますが、国道では、国道325号、大津町ほか3カ所で3億1,000万円、地方道では、玉名山鹿線、玉名市ほか35カ所で35億3,200万円、大牟田植木線、和水町関連で国土交通省九州地方整備局からの受託としまして1億2,400万円でございます。

また、竜北小川停車場線小川高架橋上部工、これは宇城市でございますけれども、22、23年度合わせまして4億円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

以下、道路計画調査費、単県幹線道路整備特別事業費、熊本環状道路整備事業費としまして、右側説明欄に記載しておりますような路線を実施することで、それぞれ1,800万円、2億3,800万円、2,800万円を計上しております。

最下段の道路整備課計でございます。平成21年度当初予算額としましては、本年度予算額の欄のとおり、240億2,690万円となります。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課の西山でございます。9ページをお願いします。

主な項目につきまして説明いたします。

まず、7段目の道路災害防除費でございますが、5億9,000万円を計上しております。国道212号小国町ほか7カ所を予定しております。

その下の交通安全施設費でございますが、26億6,200万円を計上しております。熊本市における飛田地区ほか36カ所を予定しております。

その下の単県道路災害防除費でございます

が、右の説明欄に記載しておりますように、単県道路災害防除費が9億9,600万円で、熊本市の国道501号ほか54カ所、また、単県道路調査費として1億5,000万円、合わせまして11億4,600万円をお願いしております。

その下の単県道路修繕費でございますが、これは路面やトンネル等の道路施設を適切に維持管理するために要する費用でございます。22億7,191万6,000円をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

上段の道路美化対策事業費でございますが、道路に植栽しております樹木等の管理費として4億467万6,000円を計上しております。

2段目の道路案内標識整備費でございますが、老朽化した標識の更新や新玉名駅開設に伴う標識整備を行うもので、5,000万円をお願いしております。

3段目のやさしい道づくり事業費でございますが、道路のUDを念頭に置きまして、交通事故の削減や安全、快適な歩行空間の構築及び交通の円滑化を目的としているものでございまして、6億7,900万円を計上しております。熊本市の戸島熊本線ほか44カ所を予定しております。

最下段の道路舗装費でございますが、30億4,000万円を計上しております。この道路舗装費は、地域自立・活性化交付金事業、単県舗装事業、旧道移管事業で構成されております。

事業内容は、右の説明欄に記載のように、舗装補修費が23億円で、熊本市の国道501号ほか120カ所を、側溝整備費が5億1,000万円で、宇城市の国道218号ほか78カ所を、災害防除費7,300万円で、五木村の国道445号ほか2カ所を、橋梁補修費1億1,900万円で、八代市の国道443号鼓谷橋ほか3カ所を予定しております。

11ページをお願いいたします。

上段の地域活力基盤創造交付金事業費で

ございますが、20億1,300万円をお願いしております。内容は、右の説明欄に記載しておりますとおり、災害防除費が9億2,200万円で、菊池市の阿蘇公園菊池線ほか11カ所を、交通安全費8億100万円で、熊本市の戸島熊本線ほか16カ所を、橋梁補修費1億7,000万円で、熊本市の熊本停車場線白川橋ほか1カ所を、舗装補修費として1億2,000万円を計上して、大津町の北外輪山大津線ほか3カ所を予定しております。

3段目の橋梁補修費でございますが、6億2,000万円を計上しております。上天草市の国道266号天門橋ほか6カ所を6億円で、また、21年度の橋梁の長寿命化修繕計画策定の費用として2,000万円を計上しております。

4段目の単県橋梁補修費でございますが、11億3,100万円をお願いしております。美里町の国道218号霊台橋ほか53カ所を計上しております。

最下段でございますけれども、道路保全課計としましては163億2,732万9,000円ということになります。よろしく御審議をお願いします。

○野田河川課長 河川課でございます。13ページをお願いいたします。

まず、河川海岸総務費でございますが、合計で64億4,015万5,000円を計上しております。主な内容を御説明申し上げます。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で、47億9,619万2,000円でございます。これは、国が行います河川改良費、ダム建設事業等の負担金でございます。

次に、下から6段目の河川管理費で1億9,883万8,000円を計上しておりますが、これは雑草処理や水質事故などに対応するための経費でございます。

次に、下から4段目の河川掘削事業費で、2億1,500万円を計上しております。

次に、下から3段目以降、14ページの上か

ら5段目まで、市房ダム管理運営費など、県が管理する5つの治水ダムの管理運営費や坪井川水系遊水池管理運営費などを計上しております。

14ページをお願いいたします。

下から5段目の河川改良費でございますが、合計で48億9,189万8,000円を計上しております。

主なものとしまして、下から4段目の河川改修事業費で、22億4,110万円を計上しております。

次に、下から2段目の都市基盤河川改修費で、1億2,221万円を計上しております。

次に、最下段の河川総合開発事業費で、10億9,000万円を計上しております。

また、河川総合開発事業費におきましては、説明欄に記載しておりますとおり、平成22年度から平成25年度まで、45億4,000万円を限度額とする路木ダム本体工に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

この路木ダム建設につきましては、請第28号が提出されておりますので、事業者として、事業の必要性について申し上げます。

路木ダムを建設しております天草地域は、島嶼部にありまして、小さな河川しかなく、その勾配も急でありますために、降った雨はそのまま海に流れてしまいますことから、洪水が発生しやすく、また水利用も難しく、深刻な水不足にも悩まされてきた地域でございます。このため、県では、洪水への対応と飲み水などの生活水の確保が同時に達成できるダム建設を、これまでも計画的に進めてまいりました。

そのような天草地域にあります路木川は、これまで抜本的な改修などは実施されておらず、治水安全度は低い状態にあります。また、旧牛深市では、安定的な水道水の確保が、また、旧河浦町では、水道の未普及地域への解消などが求められております。

このようなことから、治水と生活水の確

保の両面から路木ダムは必要であるというふうに考えております。

15ページをお願いいたします。

上から2段目の単県河川改良費で、13億6,600万円を計上しております。

次に、上から5段目の海岸保全費でございますが、合計で5億9,830万円を計上しております。

これは、次の段の海岸高潮対策事業費が、国庫補助による海岸保全施設の整備、また、その次の段の単県海岸保全費と単県海岸整備事業費が、単独で行う海岸保全施設の整備でございます。

次に、下から5段目の水防費で2,450万円を計上しておりますが、これは水位計や雨量計などの水防観測機器等の運用、保守、また水防協議会の運営に要する経費でございます。

次に、下から2段目の河川等補助災害復旧費で、合計で17億1,700万円を計上しております。

これは、まず最下段の直轄災害復旧事業負担金の8,000万円と、16ページの2段目の現年発生国庫補助災害復旧費の10億3,300万円につきましては、災害発生に対し迅速な対応を行うため、いずれも待ち受け分として計上しております。

また、16ページ最上段の過年発生国庫補助災害復旧費の6億400万円につきましては、平成19年及び20年に発生しました公共土木施設災害の復旧を行うものであります。

以上、平成21年度河川課の当初予算は、総額136億7,185万3,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○大塚港湾課長 港湾課でございます。17ページをお願いします。

まず、一般会計から御説明いたします。

まず、1段目の港湾管理費は、3億5,120万1,000円を計上しております。これは港湾

施設の維持管理費や審議会を開催するための経費です。

下から2段目から19ページの上から3段目にかけては港湾建設費でございまして、重要港湾改修事業は、熊本、三角、八代の重要港湾の改修と三角西港の浮き栈橋を整備するみなと振興交付金の分です。

18ページに行きまして、地方港湾改修事業費は、水俣、長洲の地方港湾の改修を行います。

単県港湾修築事業費は、三角港の排水機場の補修や水俣港のボードウオークの補修等を行います。

港湾調査費では、堤防の老朽化調査等を行いますが、債務負担行為の設定は、水俣湾埋立地護岸の耐震設計のために長期の調査を要するため債務を設定するものでございます。

港湾ダイオキシン類対策事業費については、処分場整備の工事は本年度ほぼ終わっておりまして、今後、債務負担でしゅんせつ処分の工事を発注することとなっております。

国直轄事業負担金は、八代港、熊本港で行います。

港湾建設費は、合計で14事業で35億8,512万7,000円を計上しております。

19ページをお願いします。

4段目の空港管理費でございまして、天草空港の管理運営費といたしまして2億4,769万7,000円を計上しております。

次の港湾整備事業特別会計繰出金でございまして、これは港湾特会における起債償還の財源充当のための繰出金でございまして、13億5,265万5,000円を計上しております。

港湾課の一般会計につきましては、55億3,668万円を計上しております。

次に、20ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計を御説明いたします。

1段目の施設管理費として、5億3,144万2,000円を計上しております。これらは、各港

の管理事務所等におきます港湾施設管理費や維持修繕に充てる港湾修築費、港湾の利用推進費として使用するポートセールス推進のための経費でございます。

次に、5段目の港湾整備費でございますが、県管理港湾施設整備事業費といたしまして1億6,500万円を計上しております。

次に、8段目と9段目でございますが、起債償還の元金及び利子として合計30億3,862万1,000円を計上しております。

港湾整備事業特別会計につきましては、37億3,506万3,000円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計を御説明いたします。

1段目の八代臨海工業用地造成事業費として、1億円を計上しております。これは八代臨海工業用地内の排水施設整備費でございます。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費として、5,594万5,000円を計上しております。これらは熊本港周辺の漁業振興事業費及び熊本臨海用地の分譲推進費でございます。

次に、7段目と8段目でございますが、起債償還の元金及び利子として、合計1億2,950万8,000円を計上しております。

臨海工業用地造成事業特別会計といたしましては、2億8,545万3,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございます。22ページをお願いいたします。

上から4段目、景観整備推進費ですが、5,189万6,000円をお願いしております。内容は、右の説明欄に記載の緑化景観対策事業や民間施設緑化推進事業などでございます。

次に、一段下の都市計画総務費ですが、4億5,335万4,000円をお願いしております。その内訳ですが、主なものを申し上げます。

最下段の都市計画審議会費172万円は、審議会の運営経費でございます。

次、23ページをお願いします。

最上段の公園維持費1億4,992万6,000円ですが、これは水俣広域公園ほか2公園の指定管理者管理委託費や都市公園の維持修繕費でございます。

上から5段目の屋外広告物対策推進事業費1,091万円ですが、これは屋外広告物の指導や違反広告物対策等に要する経費でございます。

次の段、都市計画調査費2,800万円は、長期未着手の都市計画道路検討調査等を実施するものでございます。

次に、下から3段目、土地区画整理事業負担金ですが、9,485万円をお願いしております。これは説明欄に記載の区画整理事業で実施する県道拡幅に要する費用の負担金でございます。

次に、下から2段目の街路事業費ですが、15億7,760万円をお願いしております。

その内訳は、最下段、単県街路促進事業費9,350万円、これは、東幹線及び水前寺画図線、万田下井手線の整備に要する費用でございます。

24ページをお願いします。

最上段、地域活力基盤創造交付金事業費12億2,780万円、これは上熊本法成寺線ほか7路線を整備するものです。

2段目、街路整備事業費3億円、新市街水前寺線の整備を図るものでございます。

次に、4段目の都市公園整備事業費ですが、1億8,894万円をお願いしております。内訳は、説明欄に記載の地域自立・活性化交付金事業や国営公園化に向けての基本計画の策定等を行う鞠智城公園計画調査事業などでございます。

以上、都市計画課は、合計24億2,920万8,000円をお願いしております。よろしくお願いたします。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備課でございます。説明資料の25ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、上から4段目の新幹線建設促進事業費でございますが、252億1,693万4,000円を計上しております。この主なものは九州新幹線建設事業費負担金でございます。熊本県には756億円の事業費の配分があっておりまして、これに伴う負担金として252億300万円を計上しております。

次に、7段目の連続立体交差事業の25億200万円でございますが、これは、新幹線高架橋の下に線路を架設する2次仮線工事、それから熊本駅部の高架橋本体工事に着手するためのものでございます。

それから、ページ一番下の段の土地区画整理事業負担金2億8,275万円でございますけれども、これは、熊本市が行う熊本駅西土地区画整理事業や熊本駅前東A地区市街地再開発事業地内の春日池上線、それから熊本駅城山線、それから坪井川などの県管理の街路や河川整備に係る負担金でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

街路事業費として、単県街路促進事業費1億円、それから地域活力基盤創造交付金事業費31億9,000万円、それから住宅市街地総合整備促進事業費9億5,000万円、計41億1,270万円を計上しております。これは、鉄道高架化と一体的に整備を進めます熊本駅帯山線、それから、熊本駅城山線、春日池上線などの熊本駅周辺の街路整備に必要な用地補償費や調査費、工事費等でございます。

また、3段目の地域活力基盤創造交付金事業で、債務負担行為の設定を1件お願いしております。設定内容は、熊本駅帯山線立体横断施設上部工工事でございます。これは熊本駅前広場と東A地区再開発事業地内をつなぐ歩道橋の工事でございます。21年度から

2カ年を予定しております。

以上、新幹線都市整備課としては、324億6,877万円をお願いしております。よろしくお願いたします。

○中庭下水環境課長 下水環境課です。

本課の予算は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から、主なものについて御説明いたします。27ページをお願いします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費につきましては、2億7,306万2,000円を計上しております。内訳は、右に記載のとおり、浄化槽整備を行う市町村に対して助成を行うもので、浄化槽整備事業として2億7,172万8,000円、それから浄化槽維持管理対策費といたしまして133万4,000円でございます。

28ページをお開きください。

上から3段目、団体営農業集落排水事業費は、市町村が――6地区ですけれども、実施する農業集落排水施設整備への補助で、8億1,218万8,000円を計上しております。

下から2段目の漁業集落環境整備事業費につきましては、4億4,946万4,000円を計上しております。内訳は、右の説明欄に書いておりますが、事業実施市町村への漁業集落排水施設整備費後年交付金として5,720万円、それから、市町村が実施します漁業集落排水施設整備への補助を行うもので、3億9,226万4,000円でございます。

29ページをお願いします。

下から3段目、流域下水道事業特別会計繰出金は、流域下水道事業特別会計における公債費等の財源充当のために繰り出すもので、3億9,576万5,000円を計上しております。

以上、一般会計で21億7,550万円でございます。

30ページをお願いします。

上から3段目、熊本北部流域下水道管理費は、流域下水道の維持管理費に必要な経費等

でございまして、9億3,225万2,000円を計上しております。

下から4段目、熊本北部流域下水道建設費(補助事業)は、13億1,900万円を計上しております。内容は、終末処理場施設等の整備を予定しております。

なお、場内の水処理施設等の工事につきまして、平成22年度に債務負担行為の設定をお願いしております。

それから、下から2段目の球磨川上流流域下水道管理費は、維持管理に必要な経費として2億969万円を計上しております。

31ページをお願いします。

上から2段目、球磨川上流流域下水道建設費(補助事業)は、2億4,000万円を計上しております。内容は、ポンプ場の建設を予定しております。

なお、ポンプ施設工事につきまして、平成22年度に債務負担行為の設定をお願いしております。

それから、上から4段目の八代北部流域下水道管理費は、流域下水道の維持管理に必要な経費等で、2億411万4,000円を計上しております。

下から3段目の八代北部流域下水道建設費(補助事業)は、2億5,200万円を計上しております。内容は、ポンプ場の建設を予定しております。

32ページをお願いします。

一番上の段の元金ですが、起債償還に係るものとして4億7,428万2,000円を計上しております。

それから、2段目の利子ですが、2億2,418万3,000円を計上しております。

以上、流域下水道事業特別会計で、39億313万5,000円でございます。御審議よろしくお願いたします。

○生田建築課長 建築課でございます。33ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

3段目の営繕管理費でございますが、4億4,239万8,000円を計上しております。これは県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

次に、下から4段目の建築基準行政費でございますが、4,901万7,000円を計上しております。これは建築基準指導業務に要する経費及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。

34ページをお願いいたします。

2段目の市街地環境整備促進費でございますが、451万4,000円を計上しております。これは民間建築物のアスベスト改修を促進するための補助金等でございます。

4段目のやさしいまちづくり建築物推進費でございますが、698万4,000円を計上しております。これは民間建築物のユニバーサルデザイン整備を促進するための補助金等でございます。

以上、建築課分としまして、最下段のとおり、11億7,217万5,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○小林住宅課長 住宅課の小林でございます。住宅課の当初予算につきまして御説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

まず、住宅管理費でございますが、10億987万3,000円を計上いたしております。

主なものは、3段目の公営住宅維持管理費でございますけれども、8億2,460万6,000円を計上いたしております。これは県営住宅の維持管理に要する経費でございます。指定管理者に要する費用、屋根の防水改修費用及び市町村への交付金等でございます。

次に、住宅建設費ですが、11億3,309万円を計上いたしております。

主なものは、公営住宅建設費として3億5,566万4,000円を計上しております。これは、

説明の欄にも書いておりますが、水俣市の月浦団地に建設中の県営住宅23戸の建設費及び熊本市大江にございます山の上団地の建てかえに伴う既存住宅の一部解体費等でございます。

最下段の公営住宅ストック総合改善事業費として、5億7,089万9,000円を計上いたしております。これは、説明の欄に書いておりますが、ユニバーサルデザインに対応した住戸改善事業といたしまして120戸分の改善事業を、それから安全性確保事業といたしまして外壁の改修や火災警報器の設置、また住環境向上事業といたしまして地上波デジタル対応の工事などを行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますけれども、1億8,587万8,000円を計上いたしております。これは、民間事業者が高齢者向けの優良賃貸住宅を建設する場合に、共同施設等の整備費に対して補助を行う費用と、平成16年度までにつくられました住宅に対する家賃補助費でございます。

住宅課の21年度予算といたしまして、最下段のとおり、21億4,296万3,000円を計上いたしております。よろしくをお願いいたします。

○福岡砂防課長 砂防課でございます。37ページをお願いいたします。

上から4段目の砂防費の中で、主なものについて御説明いたします。

まず、5段目の通常砂防事業費でございますが、八代市の枳之俣川ほか15カ所について取り組むこととしておりまして、4億5,500万円を計上しております。

6段目の地すべり対策事業費でございますが、和水町十町地区ほか4カ所に取り組むこととしておりまして、2億9,400万円を計上しております。

7段目の急傾斜地崩壊対策事業費ござい

ますが、玉名市上有所地区ほか25カ所を取り組むこととしております。9億4,442万円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

1段目の砂防掘削事業費でございますが、これは土砂が著しく堆積している箇所などの砂防施設の機能回復を図るものでございまして、5,000万円を計上しております。

次に、下から3段目の国直轄事業負担金でございますが、これは川辺川砂防事務所が行います直轄砂防に対する県負担金でございまして、1億7,640万円の予算を計上しております。

下から2段目、周辺障害防止対策事業費でございますが、これは山都町にございます自衛隊の大矢野原演習場を流域の一部とする溪流に砂防設備を設置するものでございまして、2,500万円を計上しております。

最下段の砂防激甚災害対策特別緊急事業費でございますが、19年度の災害の美里町の4溪流と山都町の1溪流につきまして取り組むものでございまして、8億9,000万円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

1段目の火山砂防事業費でございますが、ハード対策として、球磨村の岳本1ほか27カ所を取り組むこととしております。また、ソフト対策として、阿蘇山の火山噴火警戒避難対策事業にも取り組むこととしております。合わせて15億6,900万円を計上しております。

また、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定につきましては、22年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

3段目の総合流域防災事業費でございますが、これは、豪雨災害等に対し、流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的としたハード対策及びソフト対策の事業費でございまして、8億3,700万円を計上しております。

砂防課の平成21年度当初予算といたしまし

ては、最下段の合計60億9,846万2,000円を計上しております。よろしく願いいたします。

○西山道路保全課長 道路保全課でございます。41ページをお願いします。

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。49ページの概要で説明をいたします。

条例の名称でございますが、熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例です。

制定改廃の必要性でございますけれども、直轄国道の道路占用料を定めております道路法施行令におきまして、道路占用料が改正されましたことに伴いまして、関係規定を整備する必要があるためでございます。

改正の主な内容でございますけれども、熊本県道路占用料徴収条例第2条に、非常災害が発生した場合、災害救助のために国、地方公共団体等が建築する応急仮設建築物について、別に占用料の額を定め、または徴収しないことができる物件として追加することを規定しております。

また、41ページから46ページにございます別表のように、占用料を改正いたします。

次に、占用料の改正に伴いまして、前回、平成8年に改正しました条例の附則第3項、第4項関係の規定の整備を行うものでございます。

この条例は、平成21年4月1日から施行いたします。

改正しました占用料は、平成21年4月1日以後の占用の期間に係る占用料について適用します。

また、経過措置についてでございますけれども、前回、平成8年に改正いたしました条例の附則第4項の規定の適用を受ける物件、主に看板類でございますけれども、改正後の占用料が改正前の占用料の額の1.1倍以上となる場合は、毎年、前年度の占用料の額に1.1倍を乗じた額を限度とする経過措置を設け

るものでございます。

以上でございます。

○大塚港湾課長 51、52ページをお願いいたします。

第90号議案の熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について、52ページの概要で御説明いたします。

これは、港湾法の一部改正に伴いまして、関係規定を整理するものでございます。

内容につきましては、地方港湾審議会条例の第2条第1項で引用しております港湾法第3条の3、第9項が、改正に伴いまして2項が追加されまして、第11項に繰り下がったために改めるものでございます。

なお、施行期日については公布の日からとしております。

港湾課の条例等議案は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○淵上陽一委員 路木ダムについてであります。本会議の中でも2名の県議の方々の質問がありまして、またきょうも請願が出ているわけでありまして、公共工事というのは、そこに住まわれている方々がどう思われているかというのが一番大事ではないかと思うわけでありまして、その路木ダムはどうありますか。

○野田河川課長 地元の状況でございますけれども、地元では、一部の方々が反対されておりますものの、天草市長、天草市議会、地元河浦地区、牛深地区の区長会から建設促進の要望を受けております。さらに、直接の関係者でございます河浦地区、牛深地区の住民1万2,345名の署名によりまして建設促進の要

望を受けております。

地元の方々は、一日も早い路木ダムの完成を望んでおられるものと認識しております。

○上田泰弘委員 今、地元から、大体1万2,000名以上の要望、署名が集まっているという、建設を促進してくれという要望があっているということなんですけれども、それは大体その地区というか、対象地区のどれくらいの割合になるんですか。

○野田河川課長 この署名につきましては、牛深地区と河浦地区、それぞれ署名の対象者を定めて行われております。1万2,345名の署名でございますけれども、これは署名の対象者に対しましてほぼ3分の2に当たります。

これは参考まででございますけれども、要望がありました翌日の新聞報道では、知事は、地元住民の60%強が署名した民意は大きいというふうに述べておられます。そのような記事が掲載されていることを参考までにつけ加えさせていただきました。

○上田泰弘委員 わかりました。

○鬼海洋一委員 関連して、先般の一般質問の中でも、状況の認識の問題について、地元の天草市との間で、天草市の方が努力しているという、こういうお話があっておりましたが、安田市長を初めとする現地での、当時の現状認識に対する取り組みの現状というのはどうなっているのでしょうか。

○野田河川課長 天草市長は、この路木ダムに関しましては、昨年度並びに本年度、再三陳情を繰り返しておられまして、このダムにつきましては、天草市の治水並びに利水に関して非常に重要だという認識で陳情活動を重ねられております。

○児玉文雄委員 今のにちょっと関連だけでも、これはちょっとお尋ねするんだけど、きょうの請願28号が出たね。ダムを考える河浦住民の会ということは、住民の会というのは、他の町村からの人間じゃなくて、そこに住んどる人間という表現ですか。これはどういう意味ですか。

○野田河川課長 いろんな会がございますけれども、一応代表者の方と事務局の方は名前が連ねてございますが、その構成員の方といいますのは、何名いらっしゃるのか、はたまたどこにお住まいなのかということは把握されておられません。

○児玉文雄委員 路木ダムを考える住民の会で、さっきちょっと請願に2人おいでたですね。どうも顔が天草の顔じゃないごたる感じがしたけんね。これはどこか熊本市あたりから行つとるとじゃないだろうかという感じがしたんだよね。

最近、いろいろこれを商売のごとして反対してさろく人たちがおるわけですよ。ここらあたりをもう少し——そこの地域の人たちが本当に反対して必要ないというならいざ知らず、何かしら仕事がなくで暇で、何かしとかなしようがないけんというような連中がこういうのをリーダーしよるような気がしてならぬが、そこらあたりはどういうふうに見とられるですか。

○野田河川課長 さまざまな団体の方が活動されております。その中で、明らかに外からといいますか、例えば、要望書にありますように、川辺川ダムに関連する方々とか、いろいろおられます。ただ、その方々が果たしてどこにお住まいなのかとか、それにつきましては、個人情報という関係もございまして、公の席で述べさせていただくことは控えさせ

ていただきたいというふうに考えます。

それと、地域の方々でございますが、地域の方々につきましては、先ほど申しましたように、このダムにつきましては一日も早い完成を望んでいるというようなことで、さまざま形で要望活動をされておりますので、私たちとすれば、この路木ダムについては、地域の方は推進してほしいというふうな方々がたくさんおられるというふうに認識しております。

○児玉文雄委員 私もほかから聞いた話でもあるんだけど、ある程度その地域の出身者でもあったんだけど、災害の件は、あれはやっぱり当初陳情なんかして、あの事業化をやった当時の状況、状況というか、あの災害があったかないか、ここらあたりはどうも——県も、なかったらなかったと言った方がいいんじゃないかなというような私は感じがするんだよ。

だから、もう天草というのは、昔から飲料水が足らぬわけですね、飲み水が。だから、ダムそのものは、これは水をためるダムとしてつくるわけでしょう。だから、そこあたりを、水がないからダムをつくるんだと、そういう論法でいった方がいいんじゃないかなと私は思うんだけど。何かしら私は、あの地域の人から聞いたこともあるんだよな。そうすると、まんざら今反対しよる連中が言うのもうそでもないのかなと。しかし、天草が水の足らないということはもう事実だし、そこらあたりはどういうふうを考えておられるですか。

○野田河川課長 委員御質問の災害があったかどうかの有無でございますけれども、これにつきましては、今般の議会でも答弁いたしましたように、この災害に関する記述につきましては、あの河川整備計画の中の路木川流域の概要にございまして、これには昭和57年

7月等の豪雨による洪水時の被害について記載されておるところでございます。

この洪水時の被害につきましては、平成3年、平成4年、平成5年に、旧牛深市長、旧河浦町長から県に提出されました要望書に、昭和57年7月、昭和58年9月、昭和60年8月とたびたびはらんしており、特に昭和57年7月の集中豪雨時には多数の人家が浸水というふうに記載されておりました、多くの被害があったというふうに認識しております。

なお、この要望書に記載されております浸水被害につきましては、現在天草市において調査が行われておりますけれども、本年2月10日に行われました天草市の中間報告では、この要望書の内容を否定するものではないというふうに考えております。

それと、利水についてでございますけれども、飲み水が足りないというのは皆様も御承知のとおりでございます。この路木ダム建設事業は、治水事業と利水事業の共同事業でございます、利水事業の事業主体は天草市というふうなことで、天草市さんの負担を求めて共同でこの事業を実施しております、冒頭、この事業の必要性で申し上げましたように、この路木ダム建設につきましては、治水、利水両方から必要であるというふうに考えております。

○児玉文雄委員　そういう資料は、ちゃんと県も持っているわけだよね、あったということは。それなら、きょう請願に来た連中あたりは、でたらめなことを——なかったと言うのなら、そういう連中のは、もうはっきり言うて、きょう委員会でお決めになると思いますけれども、私はそういうのは、まあこれは権利ですから受け付けぬわけにはいかぬだろうけれども、もう少しぴしっとしないと、みんながちょっと迷うようなところがあると。

そういう不信を持たれるということは、県としても、ちゃんとこういう証拠があります

と、これは河川課あたりがちゃんと——57年当時の資料あたり持つとるだろうと思うんだけど、これだけの事業をしていくわけですからね。そこらあたりをやっぱりぴしっとしてくださいよ。でないと、何かあっちが言いよるのも少し正しいようなことでもあるし、そして、その住民の会で——河浦住民の会、普通、住民の会という、そこに住んでる住民の人たちというような解釈をするんだけど、まあこれはどこから移動してきても構わないというわけだな。

○吉永和世委員長　ちなみに、先ほど来られた方は、自宅は河浦町になっています。

○児玉文雄委員　もう1人手伝いに来とるが……。

○吉永和世委員長　その方はわかりません。

○児玉文雄委員　何かあんまり天草の顔はしとらんだったけんなと思って。大体その地域の顔というのは特徴があるけんが、大体わかるんだけど。

○野田河川課長　今の児玉委員に関して、補足説明をさせていただきます。

水害の記録でございます、昭和57年7月の水害の浸水棟数の問題でございます。これにつきましては、河川整備計画に記載されております棟数につきましては、これは旧河浦町等からの聞き取り調査に基づいたもので策定されております。

ただし、この旧河浦町において、関係書類の保存年限が切れております。そういうことで、資料が廃棄されておりますことから、この棟数については、残念ながら現時点では再確認できないような状況でございます。

そういう状況ではございますけれども、先ほど申しましたように、要望書においては、

多数の人家が浸水したというふうに記載されておりまして、少なくとも多くの被害があったということは県の方では認識しております。そのことに関しては、今天草市が調査を行っているという状況でございます。

以上、補足でございます。

○鬼海洋一委員 天草の顔です。出身が河浦のすぐ隣ですが、それはさておいて、今のお話のとおり、現状のそのときの認識に対する問題点の認識の違いがあるわけでありまして、それが今回の一般質問の中にも指摘された事柄だというふうに思います。

そこで、その認識について、早くまず結論を出していただきたいということを、改めて希望を申し上げておきたいと思います。

○山本秀久委員 私も関連して申し上げておきたいと思いますが、私のうちの芦北町から、水が天草は足りないからということで、海底送水管で送っているわけですよ。そういうときも、地元で大変反対した人もおるんだ。何かやれば反対するわけだ。そして、今になったらそれが大変役立って、何とも消えてしまう。

だから、そういう状態で、よくその実態を把握しとかんと、後々までこういう問題が起きてきてしまうわけですよ。そのとききちっとやらんものだから、先送り先送りしてしまうものだから、そのときの解決を必ずしなさいと言っているけれども、なかなかそういうところはどういうわけか行政というのは先送りするわけだ、ちょっと検討いたしますとか。実態をそのときにすぐ把握する調査をすればいいけれども、そう聞いただけで、これは私がまだ県会議員になる前の話だったけれども、今になったらものすごく感謝されているわけだ。

そうしたときに、この路木ダムの問題は、地元のみんが希望しているわけですよ。我

々も、今陳情があるわけだ、何とかしてくれと。もう本当に飲み水、水道もないから困るんだという、その必然的な気持ちで訴えているわけだから、そういう点もよく調査して取り上げなきゃだめだわ。それも私は言うておきたいと思います。

以上です。

○松永土木部長 路木ダムにつきましては、いろいろ一般質問でも御質問いただきましたし、県民の皆様にもまだまだ私どもの説明が不十分なところがあると思っております。

私たちは、路木ダムの必要性につきましては、きちっと説明すれば皆様御理解いただけるものだと思っておりますので、引き続き、地域の方々はもちろんでございますが、広く県民の皆さんにも機会あるごとに説明していきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本秀久委員 もう1つ、実はこれは27ページ、浄化槽の問題。

これは町にも補助しとるという話だったけれども、今、浄化槽で困っているのは、過疎化が起きていて、年寄りだけとか、それに対して5人槽とかというのを決まってさせるわけだ。2人槽とか3人槽というものの配慮はできないものかということなんだ。

○中庭下水環境課長 下水環境課です。

今、浄化槽の件の質問がありましたけれども、浄化槽の製品そのものの規模が、1人、2人という小さいのは現状はありません。一番小さいので5人槽、それから7人、10人という形になっておりますので、現状市販されているものをお使いくださいということっております。

以上です。

○山本秀久委員 今それはわかっているわけだ。だから、それを3人槽とか2人槽にしてやれば、地域の浄化もできるし、そういう行政の指導はできないのかということは今言っているわけだ。それが年寄り2人とか1人とかしかいないんだ。だから、それを検討してみんかいということの意味を言っているわけだ。わかるか、言っている意味が。

○中庭下水環境課長 御趣旨はわかります。

私の場合も、実家は母が1人住んでおります。ですけれども、家の規模からして7人槽を設置したということがありますので、そこら辺の思いというのは重々わかっているつもりでございますけれども、今即検討しますというのはちょっとお答えしづらいといえますか、ちょっとお答えできないと……

○山本秀久委員 だから、そういう状態だからこそ検討していかなきゃならぬ問題じゃないのかということをやっているわけだ。それが、そういうふうによろしくせぬから、物事が後になったら——2～3年たってみれば、これは必ず2人槽、3人槽ができてくるんだよ。

○中庭下水環境課長 先生の要望は十分承って、今後検討をしてみたいと思います。

○山本秀久委員 だから、今困っている人はそういう要望が多いわけだ、5人槽では困るんだとか。そうすると、必ず子供たちが住んでないものだからまた別につくっているわけだ、5人槽で。むだなことなんだ。息子さんたちは親と住んでないものだから、5人槽は決まりだからといって5人槽にしとるわけだ。母親たちは、今度は年とっているから、くみ取りをするのになかなか大変だと言っているわけだ。だから、3人槽か2人槽なんかないんでしょかと。そうすると、川も汚くならぬで済むんだけど、そういうのは行

政のサイドで検討できないんですかと言われたことが大分あるわけですよ。だから、さっき言っただけで、何でも行政というのは、できませんできませんとこう言うから、そういうことは一応検討する余地がありやせんかという頭を持つべきだということを言っているわけだ。

○中庭下水環境課長 これは国の所管しております環境省、厚生労働省へも問い合わせ、要望等をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○山本秀久委員 それで、国というのは、その実態が把握されていないんだよ。国の段階で物事を考えるから。だから、今自民党が何か言っていることは、地域を何とか活性化しなきゃならぬということに、いろんなものをそういう点に波及効果をしていきたいというのが頭にあるわけだ。だから、地域から物事を進めなきゃ、このことは厚生省なんかになんか言わなきゃだめなんだよ。できませんと云ったって話にならぬのだ。意見として言うべき問題は言うべきだということを言っているわけだ。そういうことです。

○中庭下水環境課長 先生がおっしゃったことを十分承知いたしまして、今後、活動といいますか、そこを取り組んでいきたいと思えます。

○山本秀久委員 お願いします。

○鬼海洋一委員 港湾課の、これは17ページ、18ページでちょっとお尋ねしたいと思います。

三角港の東港、それから西港で、今回、みなと振興交付金で浮き桟橋をつくるという事業の計画をいただきました。私も、何回も本会議で取り上げ、お願いしてきた件ですから、

非常に感謝をいたしております。

そこで、この東港については、1号バース、これまで何回かの質問では、21年度中に最終の1号バースを完了いたしますと、こういうことでお話をいただいております。今回の予算と21年度中の完成というこれまでの答弁の状況について、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、これはまことにありがたいことに、西港の浮き棧橋の建設計画とか事業の再評価委員会の見直しを経て、国交省の承認を得てこういうぐあいになったわけではありますが、今年度の事業について、どの程度進んでいくんだろうかということについてお聞かせいただきたいとしたいと思います。

○大塚港湾課長 東港地区につきましての、マイナス10メートルの岸壁関係は、一応予定どおりのことで進んでいきたいというふうな計画であります。一つ、その背後地の埠頭用地の整備といいますか、そこが今少し盛り土とかそういうのがあるものですから、ちょっと時間がかかるけれども、予定どおり、できたら21年度に完成というふうなことを考えております。

それと、西港の浮き棧橋についてですけれども、実は、これは本年度、20年度の補正で取り組むような感じで、21年度は、まあ年度的に言いますと2年目という感じになります。20年度、一応4,400万の事業費で調査関係とか測量関係は入るということにしておりまして、21年度の9,800万では、浮き棧橋をつける土地の用地買収、それと、あとは浮き棧橋の製作といいますか、それに一部かかりたいというふうに今思っております。

○鬼海洋一委員 本当にありがたいと思っていますし、新市長も誕生されまして、非常に強い期待感を持たれながら、現地市としても、県との協力の中で少しでも早くという思いが

ありますから、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

また特に、東港については、長年、ずっと早く、もう既に5～6年前に完成しておこなきゃならないものが今日まで継続して、ようやく21年ということであり、一昨年ですか、そういう答弁をいただいた以降の出来事でもありますので、ぜひ21年度中には最終完成するように取り組みをいただきますように、改めてお願いしておきたいとしたいと思います。よろしくお願ひします。

○山本秀久委員 あと1つは、38ページ、砂防関係。

砂防関係で、今最低で何軒だったらできるんですか。砂防の10軒とか、5軒まとまったとかよくあつとったけど……

○福岡砂防課長 急傾斜ですか。

○山本秀久委員 急傾斜、砂防。

○福岡砂防課長 砂防課でございます。

補助の採択要綱と県がやっています単独費のケースでは、戸数は違います。補助は10戸以上。それから、県の方では、5戸から10戸の間ということでやっております。

○山本秀久委員 そのとき、3軒しかないと、ころなんか地すべりが起きたりなんかすると、そういうときは3軒でも申し込みはできるものか。負担金を出せば、事業費の半分とか。どういうふうになっているんですか。

○福岡砂防課長 一応、基準で5戸以上ということで、県の採択基準を設けております。今、委員質問のように、そういう要望のケース、過去、そういう検討された時期がありまして、ただ、小事業の整理ということで、整理されたのが5戸がちょうど分かれ目という

ことで過去のいきさつがございました。

各県、取り組みはそれぞれ別ですけれども、ただ、よその事例になりますけれども、5戸未満も取り組んでいるところはございますけれども、その場合は、市町村事業としてやっていただくというのが一般的でございます。そういうことで、全然できないということではなくて、県がやるのは5戸から10戸という線引きをしているというところでございます。

○山本秀久委員 それじゃ、3戸以下の場合、その危険性があつたりなんかしたときに、県の方に申し込まれても、県としてはそれは扱えないということか。何か方法はないのか。

○福岡砂防課長 先ほど下水道の方でも、そういういろんな検討とか勉強ということで委員の指摘がございましたけれども、一応、今3戸ができないということじゃなくて、市町村事業としては道は開かれているんですけれども、特に急傾斜地の場合は、御案内のとおり、かなり受益者負担が限定されているということがございます。そういうわけで、地元負担金を取っているのは、砂防3法の中では急傾斜地事業だけなんです。その辺の経緯からいくと、ある程度国がやる戸数、県でやるべきだという戸数という線引きが、長い議論と検討の上に今のところは整理されているという実情でございます。

○山本秀久委員 それは町村の方に頼むべき問題かな。

○福岡砂防課長 戸数だけで言いますと、今御指摘のように、市町村でやっている基準にしておりますけれども、急傾斜地の場合に、その範囲、急傾斜地の指定、その辺というのは市町村から要望があれば一緒に回りますし、また、公共施設等あたりにその被災の影響

響が関連すると、そういうところは市町村と相談していかなければならないところではございますけれども、今御質問の戸数だけでいきますと、5、10、国、県、市町村というような区分けで現在取り組んでいるところでございます。

○山本秀久委員 わかりました。

○吉田忠道委員 部長の重点施策の件を言われましたけれども、ちょっと数年前からの継続の関連で、担当課長でもよろしいんですけれども、平成17年ぐらいからずっと市町村のハザードマップ、これは昨年ちょっと質問しましたけれども、これとか、企業集積地の周辺の道路整備の件とか、この付近の進捗状況といいますか、去年の説明だと、ハザードマップの件は、大体20年度で調査が終わって、これから市町村に具体的に支援していくような話だったんですけれども、これは市町村の方の状況もあろうかと思いますが、大体何年度ぐらいにこれは終わるのか。

それから、企業集積地の周辺道路整備というのはずっと上げられておりますけれども、何か私の地元の付近ではなかなか進まないような状況にありますので、この付近の見込みをちょっと教えていただければと思っております。

それから、昨年、超高齢化社会の対応ということでちょっと重点施策が上がっていたんですけれども、この中で道路や公共物のバリアフリー化ということも上げられておりまして、今私が非常に心配しておるのは、高齢者の方で電動車いすですか、あれを使われる方は非常に多いものですから、そういう方が通れるような歩道の整備ということは計画の中に入っているのかどうか、その付近をちょっと確認したいと思っております。

それから、もう1件は、ちょっと県営住宅の関連で、この前一般質問で小早川議員だっ

たですか、質問されたのは。退去時の畳がえですか、その付近の状況で、いろんなクレームが出ている。といいますのは、せっかく新しく入った人が、前の人の畳がえで非常に質の悪いものを使って、また二度手間になってかえなきゃいかぬかったというようなクレームが出ると言うように聞いておりますけれども、こういうのは具体的に何か件数として把握ができていますのか。もしそういう場合にだれが負担するのかということが1つと、先般、県議会でも地産地消の条例を制定したわけですが、この畳表に県産品を使うというような指導といいますか、もう少し規制といいますか、できないものか。その付近のちょっと見込みを、担当の方で結構ですので。

○野田河川課長 まず、ハザードマップの件でございます。

ハザードマップと申しますのは、これは市町村がつくるわけですが、その前に浸水想定区域図というのを県の方で作成しております。これは浸水想定区域図と申しますのは、洪水とか高潮による外力、それによりましてどれくらいが浸水するかという区域を定めるものでございます。これにつきましては、海岸につきましてはすべて作成が完了しております。それと、河川につきましても、本年度中に完成する予定でございまして、これは予定どおり進むかと思います。

それを受けまして市町村がハザードマップを作成するわけですが、これは、平成17年度に、市町村が取り組みやすいように県の方でマニュアルを整理いたしました。このマニュアルに基づきまして、市町村さんがハザードマップの作成に今取り組んでおられます。

これにつきましては、私たちが、そのもとになる想定区域図を本年度までにお渡しいたしますので、できるだけ速やかに、来年度以降取り組んでいただきますように協力してい

きたいというように考えておりますが、いつまでということは、市町村さんの予算の都合と取り組み状況もございまして、申し上げられない状況でございますが、できるだけ早くというようなことで考えております。

以上でございます。

○戸塚道路整備課長 道路整備課ですけれども、先ほどの企業集積地周辺の道路の整備状況という御質問に対する御説明をいたします。

県の道路事業としましては、セミコンテクノパーク、それと空港周辺、それと嘉島のサントリー周辺という、大きく分けると3つのゾーンで、この企業集積地周辺の道路整備ということでこれまで取り組んでまいっております。

特にセミコンテクノパーク周辺につきましては、これまでは国道325号の——旭志拡幅と言っておりますけれども、4車線化、これをずっと続けてきておりますけれども、これが最終段階に来ていると。それとは別に、セミコンテクノへの進入口としまして、国道325号の室交差点、それと大津植木線のセミコンへの入る交差点がありますけれども、これにつきましては、抜本的な対策というよりも、現在の敷地を利用しました交差点改良を来年度から取り組んでいきたいというふうに考えております。

そのほか、周辺、辛川鹿本線は継続してやっておりますけれども、この辺もこれまでの事業を続けて、少なくとも道路ネット上として整備できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

空港周辺につきましては、国道443号の道明の工区が、一昨年になりますか、開通いたしました。道路ネットワークとしては整備が進んだということと、これを国体道路の東西線、唐川鹿本線でございますけれども、これを取り組みますと、臨空テクノパークへの通

勤者あたりが空港地下道あたりを使わずに西から直接入れるということがありまして、益城町の町道の整備とあわせて空港周辺の道路については、今から整備を進めていきますし、これまでも取り組んできた。

それと、あとサントリーの御船、嘉島周辺につきましては、国道445号の2次改築を進めております。これは昨年から用地交渉に入っておりますので、やがて用地買収が本格化してまいりますし、また、443号の木倉バイパスにつきましても、一昨年開通しておりますので、この辺かなり渋滞緩和にはなっているかというふうにとらえております。

以上でございます。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

委員の方から御質問のありました県営住宅における退去の際の畳表の取りかえについてでございますけれども、この件につきましては、委員の方からも御指摘がありましたように、本会議におきまして小早川議員の御質問に対しまして、畳表につきましては、公営住宅の家賃が政策的に低廉な家賃に抑えられているということもございまして、畳の表がえ等の小修繕、自然損耗的なそういった小修繕につきましては、家賃に含まれていないというような解釈でございます。

これにつきましては、国の解釈もございまして、全国の自治体におきましても、大体このような退去の際の畳の表がえについては退去者の負担ということにいたしているところでございます。

それで、御質問のありました前の方が畳の余りよくないのを張りかえて、環境上よくないというお話がありました。この点につきまして、私どもの方にこの点のクレームが入ってきているということは、私もちょっと把握をしていないところでございます。

それから、こういった場合に、だれが負担をするのかということでございましたけれど

も、一応あくまでもやはり退去の方が負担していただくということになっておりますので、県の方でそれを負担するというところにつきましては、今のところ考えていないところでございます。

それから、地産地消条例が制定をされまして、県産品をできるだけ奨励していくという立場でございますけれども、私どもといたしましても、入居者の方々に對しまして、畳の表がえの際に県産畳表を奨励していくということで、現在指定管理者を住宅供給公社に今回またお願いするわけでございますけれども、定期的に公社の方で「てらす」という情報誌を発行いたしております。そういったものに、畳の表がえの際は県産畳表をできるだけ使用するよう周知をしたり、また、私どもの方で入居者に「住まいのしおり」というものを配布いたしております。そういう中で、できるだけ県産畳表を使用していただくような周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課でございます。

歩道のバリアフリー化についてという御質問だったと思いますけれども、一応、予算的にはやさしい道づくり事業費というのはございますが、その中で高齢者対策ということで予算は計上しております。

現在進めておりますのは、要するに公共施設や医療施設、その周辺の26地区におきまして、場所を選定しまして高齢者、障害者にやさしいまちづくり事業として対応を行っております。現在、平成20年度におきましては、県庁周辺あたりをやる予定としております。

○児玉文雄委員 私はほかの質問をしますけれども、今のにちょっと関連だけでも、私がちょっと最近の事例で聞いたことは、不動

産取引業法か何かで決まっていると思うんだけれども、退去時に敷金から畳がえとか壁の張かえとか、これを今取っちゃいけないよになつると私は思うだけども、それでもめとるところもあるんですよ。裁判まで行ったところもあるんだけれども、そういうことから考えると、ちょっと先ほど答弁の中でもあったけれども、家賃の中に含まれるというような話をちょっとされたらと思うんだけれどもね。

それと、畳表の品質というものが出てきたわけですよ、品質。退去者の人が畳表がえはやったけれども、えらいおろよかったと。県の畳表がえは、どれぐらいを基準に考えるのか、そこをあわせて一緒にちょっと答えてください。

○小林住宅課長 まず、1点目の敷金の関係でございますけれども、県営住宅の場合も、敷金につきましては3カ月、入居の際に納めていただくようになっております。ただ、敷金につきましては、委員御指摘のように、敷金から畳がえとか修繕費とかそういったものを差し引くということはできませんので、あくまでも敷金は3カ月分入居者の方にお返しするということになっております。

それから、畳の品質につきましてでございますけれども、あくまでも表がえにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、家賃の中には含まれておりませんので、これは国の方で家賃の算定は決めておるわけでございますけれども、その中に畳の表がえと修繕費に関するものにつきましては含まれていないという解釈でございますので、他の自治体においても、その小修繕等につきましては本人負担ということにしているところでございます。

○児玉文雄委員 それはちょっと矛盾しちゃうらんかい。結局は、その借りておったとこ

ろを出るときは、現状復旧ですよ。それをしなきゃいかぬと。それを、今、民間の宅建業法では、敷金から取ってはならないというような何か法律が改正されたということを開くんだけれども、畳表は家賃に含まれとらんから、やっぱり畳がえをしてもらわなきゃいかぬという今の答弁でしょう。何かちょっとそこは、私が初めの部分で質問した部分とその部分はちょっとおかしいところがありやせんかい。どうかい。

○小林住宅課長 委員おっしゃいました家賃、敷金から取ってはいけないというのは、国の国土交通省がそういったガイドラインを出しております。そのガイドラインの中では、民間の場合には家賃の中に含まれているという見解でございます。公営住宅の場合につきましては、国の見解が、低廉な家賃に抑えているところから、家賃の中には小修繕と自然消耗的な修繕費等につきましては含まれていないという見解をとっております。県の条例におきましても、条例の中で、畳の表がえ等につきましては入居者負担とするということが決められております。

○児玉文雄委員 そこはちゃんとしてあるわけだな。

それと、普通、一般的な畳がえの値段は幾らぐらい。

○小林住宅課長 畳の表がえにつきましては、安いものでは、畳表としましては大体3,000円ぐらいからございます。高いものでは1枚2万円ぐらいまでございますけれども、非常に価格差がございまして、大体、畳の表がえに要する費用が、1枚当たり大体1,500円から2,000円かかりますので、1枚かえますと、表がえだけで大体5,000~6,000円になるところでございまして。

○児玉文雄委員 じゃあ5,000~6,000円は、それを標準として、標準というか、それを基準として、大体畳表の品質は保ってくださいという意味でしょう。というのは、地産地消ということが最近えらいはやりになったけれども、今、八代のイグサでつくる一番いいのなんか、本当表がえだけで1万何千円から2万円までぐらいするんですよ。素人が見たっちゃほとんどわからぬです、これはいいイグサを使こうであるかなんかは。たまたま工務店のおやじさんがうちに来たとき、ここはいい畳表を使こうとるですねて評価してもらったけれども、普通は表がえ費用まで入れて1枚5,000円でしょう。あんまり品質を期待するような値段じゃないね。ばってん、民間は取れないというようなことになって、公共はいいというのは、何かちょっとおかしいようなところもあるような気がするんだけどね。

まあ、それはそれでさておいて、道路整備課長、前期の経済対策で、今、皆さん全部聞いとられるか知りませんが、情報としては、経済対策分は、土木に関してちょっと耳に入っただけけれども、全部あれは補助事業だけですよね、この次取り上げているのは。経済対策で取り上げている事業というのは。前期の分ですよ。それは別といえば別だけれども、この予算とも関係があるから質問しているんだけど、前期の分は、各振興局に割り当てとるのは、2億円から4億円ぐらいまで割り当てとるわけですよ。それは、ほとんどが現在工事をしよる工事で、国からの補助金がついている事業なんですよ。

私は、この次の経済対策は——もう何年も放置されて仕事ができない箇所というのはたくさんあるわけですよ。私の地域なんか、改良率まだ56%、少し上がったか知らぬけれども、最近の情報は持っていないけれども、私が知っている範囲内では56%なんですよ。だから、あと44%は改良してもらわにゃいか

ぬという地域住民の声があると。

補助事業に関しては、バイパスとかいろいろつくっているから、これは通常の予算でやっていけば、これは大体いつから始めていつごろは終わると、そういう見込みもあるわけなんですよ。しかし、今、全然あなたたちもうちおうてくれないような場所が幾つもあるわけですよ。金がないというところで、用地はできとっと、できていなくても用地の承諾も受けとると。私は、この次前期で経済対策でそういうところをやってくれるかと思ったんですよ。そうしたら、前期の配分を見ると、ほとんど補助事業の箇所ですよ。

だから、逆に前期でそういう補助に、そこにまた金をつけるならば、やっぱり地域住民は、ここは大型バスも来ぬから、結婚式のときも先まで行かなんと、それからしかバスに乗れないと、そういうような箇所が各振興局にはたくさんあると思うんですよ。だから、そういうのをこの経済対策でやってもらえなかな。だから、この次は配分がないから、これを通常で、これは21年度の当初予算、この中である程度見てくれるように、課長、どぎゃんか考えられんのですかね。

○戸塚道路整備課長 20年度の補正予算の件でございますけれども、委員お話しのとおり、通常、補正がつくのは補助事業ということになります。補助事業の対象となっているところは、多くは国道と。普通の県道も、地域高規格道路あたりは補助事業対象になっておりますので、幾つかありますけれども、ほとんどが国道中心の補助事業ということで、補正がつくときには通常事業に来ると。県道、市町村道となりますと、ほとんどが臨時交付金でこれまでやってきたということで、臨時交付金については補正の対象にはこれまでもなかったと。

ところが、20年度につきましては、国の税

収額にいなかった部分があったんですけども、これは法律を改正いたしまして、当初の歳出予算分だけは再配分するというところで、県の方には10数億の予算が参っております。これはあくまでも20年度に極めてまれなケースという形で起こったということです。そういったことで、通常、地域生活道路の道路という県道については、なかなか補正のタイミングがとれないというのがこれまででした。

これからですけれども、交付金事業が一般財源化されることによって、そういった交付金事業も補正対象になるのかならないのか、この辺はまた我々としては情報はとっていきますけれども、現実的には、そういった県道、地方道クラスになると、補正の対象になかなか出来なかったということがございます。

そういった中で、21年度予算というのは、同じ県道の中でも、バイパスとか割と構造物が多いところは交付金事業に繰り上げてまして、一定枠、県の財源の中でも事業量をふやすというふうな工夫はしております。

ただ、単独事業というのがかなり圧縮されておりますので、この事業については、先ほど委員が言われましたように、待避所とか交差点改良とか、そういった現道対策中心の予算として向かっていこうかなというふうに考えております。

あくまでも、大規模なバイパスとかということは当然対応できませんけれども、非常にそういった事業が進まないから次の要望がなかなか採択できないという状況もあったんですけども、割と効果を早く出すために、小規模にしながらでも、現道対策中心の道路というのには、21年度からある程度重点的にそちらの方にシフトしたいというふうな考え方は持っております。

また、補正については、国の方の動向がどうなるかというのはいろいろと情報はキャッチしておりますけれども、そういった地方の

実情というのを訴えながら、そういったものにも補正の光があるようなことを訴えていきたいというふうには考えております。

○児玉文雄委員 園田政調会長代理に会うと、この次はこういう予算をつけるから、今まで取り残された道路等を、あなた方は用地に協力してやって、早くできるようにしなさいと。しかし、今課長が言われたように、前期の補正というのは、あれは約70億ですか、60何億の補正を組むのでしょうか、各振興局に割ってあるのは。

○戸塚道路整備課長 今、委員がおっしゃっていますのは、2次補正として70数億円というのが土木の予算と思います……

○児玉文雄委員 あの分でしょう。

○戸塚道路整備課長 はい。それは、国からの、例えば地域活性化生活対策とかという、県で62億円ですか、その話と2つになっておりますけれども、その62億円の分を県の財源として国の補助事業とセットにして取り組んだ補正予算というのが72億円ということになります。

○児玉文雄委員 だから、代議士あたりに言わせると、ある程度県の裁量で使えるお金だから、今まで仕事が進まないところあたりはどんどん言うてつくりなさいよて、そういうふうに私は聞いているわけよね。そして、前期の案分をちょっと見たら、何かこれは今継続でやりよる工事ばかりじゃないかて。あれは、1年か2年はおくれるかもしれぬけれども、終了期限はわかっているわけなんですよ。

私は、この経済対策というのは、やっぱりどうしてもこの道幅を広げてもらわにゃいかぬとか、大型バスが通るようにしてもらわにゃ

いかぬと、だけんそういうのをあれは案分してあるから、まあ一つは用地の問題もあったと思いますよ。用地ができとところからということでやったと思うんだけど、今審議しようとは当初予算ですよ。この中で、少しそういう今までのおくれを取り返してもらいたいなど、そういう私の質問でございませぬ。

○松永土木部長 20年度の補正予算に際しましては、やっぱり国からそういう自由に使えるお金が来た場合に、国からの補助金と組み合わせますと倍のボリュームになりますので、景気対策もありまして、なるべく倍に膨らませて出した方が効率的だというような考え方もありまして、やっぱりどうしても補助事業が優先にならざるを得なかったということが一つはございます。

ただ、道路整備課長が言いますように、確かに地域の皆さん方が使われる道路網、これは大事な道路でございませぬので、そういうところに重点投資というのはできないかもしれませんが、現道対策でできる範囲のことはやっていこうというつもりでおりますので、20年度の補正はそういう考え方でしたので――。

○児玉文雄委員 だけん、ある程度理解できるけれども、その割り振りを見たら、今までの100%継続事業なんですよ。だけん、それじゃあんまり――国は景気対策で出した補正だと思うわけですよ。だから、そういう面からすると、やっぱりどうしてもこれをしてくださいというような箇所を――だから、補正ではできなかった分は、今審議しておる21年度の当初予算、この中でどやんか対応してもらいたいというお願いですよ。

○吉永和世委員長 要望という形で――。

○児玉文雄委員 だから、本当は、これはもう土木でも何でもないんだけど、町村合併のとき県は、特例債をつけますというえさをぶら下げたわけですね。どこでも合併したわけですよ。それだけ来るならば、今部長が言われたように、それを原資として負担金に当てればこれだけの仕事になるじゃないかと。そうすると、今困っている道路とか何とかは、ほとんど改良は、改良というか、もうある程度文句が出ないようなところまでできると。それで、我々も、その特例債につられて合併を推進した。ほとんどの町村があの特例債は使っていないんですよ。市町村総室あたりが使わせないんですよ、借金が多いとか何とか文句を言って。熊本県よりもうんと町村の方がよかったですよ。それなのに、町村にはえらい縛りをかけて、あの特例債というのをほとんど使わせていない。うちももう4年経過しているんだけど、まだ4～5億ぐらいしか使ってないでしょうね。宇城ぐらいでしょうね、鬼海先生、あの特例債をふんだんに使ったところは。

○鬼海洋一委員 はい、最高です。

○児玉文雄委員 よその町村は、――負担金すら厳しい状況にあるわけですよ。だから、私たちは、そういうのもうまいぐあいに組み合わせていくなら、もう少し道路改良率あたりが上がりゃしないかと思うんですよ。

○吉永和世委員長 質問でしょうか。

○児玉文雄委員 いや、もうこれで結構です、私は。

○吉永和世委員長 じゃあ、要望という形で対応いただければと思います。

ほかにございませぬか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第57号、第63号から第65号まで、第70号及び第89号から第90号までについて、一括して採決したいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第57号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託された請第28号について申し上げます。

先ほどの議案第57号について可決されたことにより、請第28号路木ダム建設事業に対する予算の否決を求める請願は不採択とされたものと見なします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○野田河川課長 川辺川ダム問題について御報告申し上げます。

報告事項の1でございます。

1の(1)にございます経緯でございます。

平成20年10月28日に、国土交通大臣と知事との会談で、一緒に検討することを合意いたしました。その後、20年12月5日に検討する場の設置、これは目的とか構成メンバー等について合意したところでございます。その後、平成21年1月13日に第1回会議を開催しております。

第2回目の開催でございますけれども、これにつきましては、本日、朝一番に国土交通省と協議いたしましたところ、市町村長ほぼ全員の出席が見込めるということで、3月26日に開催することで決定したところでございます。この報告事項に記載はありませんが、追加で御報告したいと思います。

それと(2)第1回会議の概要でございますが、ア、国から、まず今後の検討の進め方としまして、県や流域市町村の提案をもとに、国が持つ技術、情報を活用し、検討を進めたいとの説明がございました。イでございます。市町村長から、検討の進め方や治水安全度等に関する、下にあります①から⑧のような意見が出されました。ウとしまして、国、県は、イの意見を踏まえまして、次回以降の会議で次の資料を示すこととなりました。①としまして、過去に発生した大雨が降った場合の現況河川の浸水シミュレーションを、国が資料を示すこととなっております。②としまして、昭和40年洪水時の市房ダムの洪水調節状況及びその効果について、県の方から御説明するようになっております。

次に(3)番、今後の対応についてでございますが、下にありますように、できるだけ早くダムによらない治水対策が導き出せるように、次回以降、県としてのアイデアなどを積極的に提案したいというふうに考えております。

裏面をお願いします。

これは参考でございますけれども、地域振

興部の川辺川ダム対策課が進めております、2番目、生活再建基盤整備に関する国との協議についてというふうなことを、参考までに載せております。

それと、その下にあります3番、五木村の新たな振興計画についてということについても、参考までに記載させていただいております。

以上でございます。

○船原都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項の2、熊本県景観づくり基本計画(仮称)の策定についてでございますが、この計画を策定中であること並びに今後のスケジュールなどについて説明させていただきます。お手元の1ページをお願いいたします。

1、計画策定に至る経緯と策定の必要性についてでございますが、県は、これまで景観づくりに関するさまざまな施策に取り組んでまいりました。昭和48年の美しくまもとづくりの提唱に始まりまして、くまもと緑の3倍増計画、景観条例の制定、さらには熊本県景観整備基本計画に基づく取り組みなどがございます。

これらの取り組みによりまして景観づくりは進展してまいりましたが、いまだに残された課題もございます。その主なものとしましては、市町村主体の景観行政をうたった景観法が平成16年に制定されておりますが、市町村による自主的な景観への取り組みが進んでいないことや違反広告物によりまして景観が阻害されているなどがございます。さらには、くまもとの夢4カ年戦略に掲げました美しく品格のある景観形成の推進や歴史回廊くまもとの実現に向け、さらなる景観づくりに取り組む必要があると考え、10カ年計画を策定するものでございます。

3の策定体制でございますが、昨年5月に発足しましたくまもと緑・景観協働機構に専

門部会を設けるとともに、景観審議会でも審議いただいております。また、市町村にも意見を聞きながら策定を進めております。

今後のスケジュールでございますが、本日の本委員会で御意見を伺った後パブリックコメントを行いまして、景観審議会で最終答申をいただいた後、6月定例県議会に上程したいと考えております。

2ページのA3版ペーパーは、計画案の概要でございます。本日は、本計画案策定の基本的な考え方を申し上げます。

まず第1点目は、景観づくりに当たっては、県のみならず、市町村や県民の皆様など、関係する各主体がみずからの役割を認識し、目標達成に向け、協働して取り組むことが重要であり、県の役割や市町村の役割など、景観づくりの主体と役割を明確化したいと考えております。

2点目ですが、景観法では、地方公共団体は「良好な景観の形成の促進に関し」「その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされていることから、市町村にあっては、住民に最も身近な地方公共団体として景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、施策を策定し実施することを求めるとともに、県としては、市町村の景観行政団体意向や自主条例制定による景観行政実施を働きかけるとともに、その意向支援を行うこととしたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備課でございます。

整備新幹線工事費増嵩について御報告します。

経緯としまして、平成20年11月12日の与党整備新幹線促進プロジェクトチームから、資材高騰等により整備新幹線の総事業費が全体で4,100億円、それから鹿児島ルートで790億

円増というふうな公表がございました。

この資料につきましては、国交省の資料に基づいて作成したものでございます。資料では、鹿児島ルートが増額分が790億円と、10億円単位になっておりますけれども、正確には786億円ということでございます。

この786億円は、建設物価の上昇、それから地質不良等による増額になる部分と、それからコスト縮減で減額になる部分がございます。その部分の差額が786億円ということでございます。

それから、各県の負担額につきましては、現在国で検討されているところでございます。本県の負担額については、鹿児島ルート全体の総事業費の増額要因を明らかにしてもらい必要がありまして、現在、機構にこの要因について説明を求めているところでございます。

追加負担につきましては、県の財政に及ぼす影響が大きいことから、引き続き関係県と連携しながら、国に対して負担軽減を求めていくということにしております。

なお、平成21年度予算につきましては、22年度末完成に必要な252億円を計上しております。増嵩による本県負担額は平成22年度以降の計上となります。

以上でございます。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

報告事項4「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)の概要について御説明させていただきます。

本件につきましては、今2月議会上程をさせていただいております。文教治安常任委員会での付託審議となっておりますが、この計画が、教育基本法第17条第2項の規定に基づきまして、子育て、スポーツ、文化など、教育全般の振興に関して県が策定する計画でございますので、当委員会におきましてもその概要を御報告するものでございます。

プランの案につきましては、別冊でお配りをさせていただいておりますが、概要版が1枚「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)の概要というペーパーがあるかと思いますが、こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、概要1ページの2「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の策定のポイントでございます。

この計画は、教育基本法に規定をされております教育の目的や理念等を反映するとともに、国が策定した教育振興基本計画を参酌して策定をしたものでございます。

策定に当たりましては、本計画の策定主体が県でありますことから、知事部局、警察本部、教育庁の32課、総室で構成をいたします熊本県教育振興基本計画策定幹事会を設置いたしまして全庁的に取り組みますとともに、熊本県教育振興基本計画検討委員会を設置いたしまして、外部の有識者の御意見を伺ったところでございます。

本計画の内容につきましては、1ページの下から4ページにかけまして記載をしております。4「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の概要と、お配りをさせていただいております「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)を後ほどごらんをいただくことをお願いいたしまして、簡単でございますが説明を終わらせていただきたいと思います。

引き続き、報告事項5、平成21年度における入札契約制度の見直しについて御説明をさせていただきます。

本件につきましては、西岡議員の代表質問に土木部長がもう既に答弁をさせていただいたところでございますが、改めてこの紙によりまして御説明をさせていただきます。

21年4月1日からの入札契約制度の見直しの中身につきましては、まず1番、発注標準、格付の見直しということで、格付5業種、これは土木一式、建築一式、舗装、電気、管の

5つの業種について行っておりますが、これにつきまして、すべて発注標準の引き下げを行うという措置をとるところでございます。

米印で、発注標準の引き下げに伴いまして、これまで運用してまいりました一下がり、一上がりの指名、地理的な要件、実績等を勘案したランク間、一上がり、一下がりの指名の運用を原則として廃止をすることといたしております。

2番目、ランクの見直しでございますが、土木一式、建築一式につきましては、この引き下げに伴いまして簡素化をする観点から、DランクとEランクを統合したいと考えておるところでございます。

発注標準の見直しの表は、それぞれ3つ業種ごとに分けて記載をしておりますけれども、ちなみに、土木の特A、土木一式、一番上段でございますが、特Aについては、これまで1億円以上としておりましたところを9,000万円以上に、1,000万円引き下げを行う。Aランクにつきましては、これまで4,000万円から1億円の間の金額で運用しておりましたものを、3,000万円から9,000万円に引き下げるなど、すべてこの表に記載のとおりの方に改めたいと考えておるところでございます。

2番目、条件つき一般競争入札の拡大ということでございますが、発注標準の見直しに伴いまして、条件つき一般競争入札を土木一式工事のAランクの下限額であります3,000万円にまで引き下げるといことで、これまで4,000万円以上で運用しておりましたものにつきまして、3,000万円以上の工事を対象に実施をしたいと考えております。

なお、今後の拡大につきましては、拡大に伴う課題等を検証しながら取り組むことといたしております。

最後に、今後の検討課題ということでございますが、今回の発注標準の引き下げに伴いまして、下位のランクの業者さん方の受注機

会を確保していくという観点から、そのための方策を検討することとしておりました、例といたしまして、工事成績が特に優秀な方につきましては、翌年度に上位ランクの工事に参加をさせる方策でございますとか、小規模工事におきまして、現場代理人の常駐義務を緩和するような方策について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、4月1日から実施をしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○児玉文雄委員 私は、C以下の業者、D、E、これが今まで800万までは指名をDはもらっていたわけですね。一気に300万に今度下るわけですね。私は、ここがどうも納得のいかぬというか、かわいそうだなと。やっぱりまじめに仕事をやりよるのに、いわば300万という、これは入札の機会は随意契約ぐらいしかできぬでしょう。どうですか、監理課長。

○鷹尾監理課長 電気、管、舗装工事についての発注標準のお尋ねではないかと……

○児玉文雄委員 いやいや、それもあっても、D、Eはどしこになると。やっぱり300万でしょう、土木一式も。

○鷹尾監理課長 土木一式も300万となっております。

○児玉文雄委員 300万でしょう。現行700万だったでしょう。一遍に400万からこれだけ下げて、私も統計的に出してみたいけれ

ども、熊本の場合は、特A、Aランク、Bランク、大体このBあたりが平均的な業者のランクじゃないかと私は思うわけですね。これは県下で何百社ておる。自分の足元を見ていただくと皆さんもわかると思うけれども、Aが1割2分か1割5分ぐらいおって、あとはBなんです。Bも今まで4,000万までの枠があって、これが3,000万に下るわけですね。だけん、ここらあたり、下の方がちいっと無理するなど。

それで、この間部長もある席で御一緒したけれども、私も、この下の連中に何か仕事を与えてやらないかぬと。そういうことも、土木部長、ちょっと真剣にこれは考えていただかないと、ただ——あんまり変わらんとやうが、今まで4,000万あったのが1,000万減るわけですから、Bの人たちは。そうすると、受注機会なんて、平均したら1.3とか何とか言いつたですね。県の工事を受注する機会は、業者は年に1.3回ぐらいなんです。仮に地域によって2回とれたとしても、最高でBクラスの方は6,000万なんです。受注が。これは今までの受注額とかなり違うと。

監理課長は、町村を言っておられるけれども、町村のランクというのは、もう本当にでたらめなんです。だから、もう少し県が町村に対してぴしっとした指導ができや、私はそれはいいですよと申し上げたいけれども、町村によって大体——町村に帰れば、ここでB、Cの方はAクラスにもなるんです。そうすると、私の町なんかは、Eから入っているんです。班ごとに。班ごとに4つに分けてあって、去年の一番大きな工事は、町の工事で1億4,700万です。それにはEもDも入っているんです。CもBも、県のランクでいったら。それはもう結果はわかるでしょう。それは、現場代理人も持たない、いろいろの、まあはっきり言うて見積もりもなかなかできないと。ちゃんと入札に入りよるじゃないかといつても、とる機会というの

はないわけですよ、そういう人たちは。だから、私は、このC、D、Eの身の丈に合うような工事を、これは部長、真剣に考えてくださいよ。

この間もあるところでお会いして、部長も大体話はわかっと思えますが、私は、そういうことも考えないと、恐らく問題が起きると。これは、ある意味では、C、Dの方は生活権を県が奪ったような形になるんですよ。だから、そこは十分注意して、監理課長、やるならやっぱり町村の指導を、県と同じようなランクにしてもらおうと。そうすると、C、Dの方たちも、災害とか何とかあるわけですよ。そこをくれぐれもよろしく願いしときます。

○鬼海洋一委員　そもそも公共工事、そのD、Eランクを統合するということと、1,000万円標準単価の引き下げ、価格引き下げですよ。私はよくわからぬものですから、そもそも今の時期にこれをせざるを得ない問題点、そして、これをすることによって、今お話にもありますように、地元の業者がどういふ変化が起きるのか。

特に、先ほど冒頭に部長のごあいさつの中で、建設産業の振興についても、その振興プランに基づいて経営改善や構造改善という支援を行うということや、あるいはこの中でも、このことを目指して電子入札とか、いろいろほかの問題もありますけれども、電子納品等の取り組みとやってきたわけですね。こういうものが、恐らく今回のこの内容の改革等と関連するんだろうというふうに思いますけれども、現状そういうこれまでの経過も含めて、なぜ今回こういう提案をするに至ったのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

○鷹尾監理課長　それでは、ただいまの御質問について。

まず、今回の入札契約制度の見直しに至りました経過、背景でございますが、御承知のとおり、建設投資が近年減少傾向がずっと続いております。県内の建設投資で見ますと、公共、民間合わせた建設投資、最盛期から33%減少しております。それから、県の発注工事につきましても、最盛期から比べますと、もう半分以下という状況でございます。

こういう中で、もちろん必要な事業の重点化、発注の効率化に努めてまいりましたし、それから、平成16年に建設産業振興プランを策定いたしまして、建設業者に対する支援ということを進めてまいりました。大型工事などの減少によって発注金額の低下というのが続いていると、とりわけ上位ランクの業者の受注機会というのが、これまでと比べると大きく低下をしてきているという特徴がございます。

さらに、今2月に財政再建戦略を策定し、今後2年間、まあ景気の状態にもよりますけれども、中長期的にはさらに建設投資の縮小というのが避けられない環境にあるという中で、建設会社の受注機会を確保する、とりわけ地域の雇用や経済にも大きな影響を持っていらっしゃる建設会社の受注機会を確保していくという観点から、今回の見直しに入ったところでございます。

○鬼海洋一委員 受注機会が減少していると、投資金額が膨大に減っていると、これは実態ですから、そうだと思いますが、そうすると、需要と供給のバランスの中で、県内の建設産業の業者数そのものがまことに、なかなか言いづらい話ですけれども、結果としてアンバランスの状況ですから、どこかで締めるところとスクラップ・アンド・ビルドというものが現実に必要なということと理解してよろしいのでしょうか。

○鷹尾監理課長 建設会社の数については、

今御報告を申し上げますでしたが、ピーク時と比べてもほぼ同じ程度の業者数が今も、少なくとも県工事に対して競争入札参加を希望される方が、業者数としてはほぼ横ばいと。建設投資が減る中で、業者数は依然として変わらないという状況が続いているということは、1点指摘できるかと思えます。

今回の見直しによりまして、平成19年度実績をベースにシミュレーションをいたしますと、特Aも含めてA、B、Cについては、発注件数については増加するであろうというふうに見込んでいるところでございます。

○鬼海洋一委員 A、B、C。

○鷹尾監理課長 件数としてはですね。発注件数、金額とも増加をいたしますのはA、特A。B、Cについては、金額は減少するものの、件数としてはこれまで以上に発注できるのではないかというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 そうすると、将来への数の見通し等についてはどうシミュレーションを——そこまでされておりますか。

○鷹尾監理課長 現在、平成21年度の各業者のランクづけ等を行っておるところでございますけれども、そういう中でも、そういう建設投資の今後の県と市の動向あたりにもらみながら考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○上田泰弘委員 今のに関連して1つと、あとは、もう1つ、都市計画課に。2つとも確認です。

入札契約制度、これは一下がり、一上がり、これはもうすべてのランクで原則として廃止するというところでよろしいのでしょうか。

それが1つと、あと船原課長、これは景観

づくり基本計画、これは7月に計画の策定、6月に議会による議決というのを書いてありますけれども、これは6月の議会で議決しなければいけないと、7月に策定しなければいけないのか、それとも平成21年度中に策定すればいいのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○鷹尾監理課長 まず、一上がり、一下がりの原則廃止ということですが、今回の発注標準の引き下げに伴いまして、下位の業者の方々の受注機会、要するに上位ランクの方が当該ランクにおいてくることを防ぐことで下位ランク業者の方々の受注機会を確保するという観点から、原則として廃止をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

具体的には、地理的要件等を勘案しながら一下がりということが広く行われてきました。今後については原則廃止をしたいと。ただ、工事の内容によりまして、一定のランク以上の業者でなければそもそも対応できないというような工事もございますので、こういうものについては、一上がり、一下がりとは別の形で、一定の能力であるとか、技術力、機械力を持つ方については、この例外を設けるということも考えておるところでございます。

以上です。

○船原都市計画課長 7月策定が必須ではございません。

○上田泰弘委員 わかりました。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたします。

最後に、要望書等が3件提出されております。お手元に配付いたしておりますので、後でござんいただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後0時37分閉会

○吉永和世委員長 なお、最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、森副委員長ともども委員会の運営をしてまいりましたけれども、委員の先生方には、大変終始熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、執行部の方々にも、大変御無理を申し上げた点多々あったかとは思いますが、誠心誠意対応いただきまして、まことにありがとうございます。

建設産業は、あるいは総合的見地に立ってみても、大変大事な産業であるというふうに思っております。そういった中で、今回、21年度におきまして、発注標準の見直し、またランク見直し等があるわけでございますが、ぜひ建設産業にとって希望の持てる見直しをやっていただきたいというふうに思っております。

また、経済状況は大変厳しゅうございますが、そういう中にあっても建設産業は大変厳しいという状況であります。国において緊急経済対策等がっております。そういった面におきまして、そういう対策においては県内業者を中心とした発注をしていただければ、非常に経済対策としても十分な対応ができるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

本当に1年間、大変お世話になりました。今後とも、ぜひ建設産業発展のために、また

県発展のために頑張ってくださいますように
よろしくお願ひ申し上げまして、委員長とし
ての最後のごあいさつにかえさせていただきます
ます。

また、次に森副委員長からあいさつをお願
ひします。

○森浩二副委員長 済みません、御指名です
ので。

本当に1年間、お世話になりました。また、
今回は、違う委員会を勉強しろということで、
違う委員会に行きますけれども、この1年間、
吉永委員長を補佐して皆さん方と楽しくやれ
たことをこれからの糧として、また勉強して
いきたいと思ひますので、また今後ともよろ
しくお願ひしときます。(拍手)

○吉永和世委員長 それでは、すべて終了い
たしました。ありがとうございました。

午後0時40分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長